

本日の出席議員 B班

	議員氏名	出身地	所属委員会	各種委員等
1	おおももひてき 大桃英樹	田島：田部	総務委員会 議会広報委員会	
2	いがらしつかさ 五十嵐司	南郷：和泉田	総務委員会 議会運営委員会	環境衛生組合議会
3	くすのきまさつぐ 楠正次	館岩：水石	産業建設委員会	広域市町村圏組合議会
4	たかのしいいち 高野精一	田島：中荒井	産業建設委員会 議会広報委員会	環境衛生組合議会
5	むろいかき 室井嘉吉	田島：川島	文教厚生委員会	民生委員推薦会
6	ゆだひてはる 湯田秀春	田島：下塩江	文教厚生委員会 議会運営委員会	民生委員推薦会

報告会の開催趣旨

「地方のことは地方で」という地方分権が進む今、より効率的な行財政運営が求められています。このような中、住民に信頼され民主的なまちづくりを実現するためには、行政と町民との連携がますます重要になってきます。また、これまで以上に地方自治体の自己決定、自己責任が強く求められています。

さらに、我々地方議会の役割は、これまでの審議機能や監視機能の一層の充実に加えて、対案の提出も含めた政策形成機能の充実などが必要とされております。

一方、広大な地域を有する我が町では、4地域の伝統や文化を大事にし、地域の特性を最大限活用した均衡ある発展と住民相互の融和を図り、「互いを思いやり、人と自然がやさしさに包まれた安心と信頼のまちづくり」を目指すには、いかに町民の声を町政に反映していくか。その活動いかんによっては、議会の存在価値が問われることとなります。

本町議会では、平成22年第3回定例会において、町民とともに歩む開かれた議会を目指し「南会津町議会基本条例」を制定しました。町民の代表機関として、議会・委員会活動の状況や町政の情報などを地域の方々に報告・説明し、議会活動と町政に対するご意見などを聴く機会として議会報告会を開催しています。

I. 議会の報告〔25年6月議会定例会〕

1. 主な審議議案

議案第60号 南会津町太陽光発電設備維持管理基金条例（施行日：公布の日）

平成23年度地域環境保全対策費補助金（再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金）及び災害廃棄物処理促進費補助金（災害等廃棄物処理基金）交付要綱の一部改正等が行われ、施設閉庁日等に生じた余剰電力の売電益について、基金を造成して管理・報告することが明確化されました。

このため、福島県再生可能エネルギー導入等による防災拠点支援事業補助金を活用して設置する太陽光発電設備について、設備で発電された電力のうち余剰電力を電力会社に売り払うことで得られる売電収入を設備の維持管理に充当させることを目的として制定するものです。

議案第61号 南会津町老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例 （施行日：公布の日）

本施設の運営に関し、上位法である介護保険法の適用を受けているため、介護保険法の改正に伴い本条例の条文を整理するものです。

議案第62号 南会津町介護老人保健施設条例の一部を改正する条例（施行日：公布の日）

介護保険法等の改正により関係条文を整理するとともに医師確保を含めた本施設の長期的な安定経営を図るため、指定管理期間を5年から10年間に改正するものです。

議案第63号 財産の無償譲渡について

中荒井生活改善センターの大規模改修にあたり、財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業の採択条件として、センターの所有を町から中荒井区へ移行することが必要であることから、地元中荒井区の要望を踏まえ、無償譲渡するものです。

議案第64号 工事請負契約について（滝原簡易水道浄水場更新工事）

滝原簡易水道の水道水の色度を改善するため、浄水方法を緩速ろ過から急速ろ過に変更する事業です。 ・請負金額1億2,075万円 ・請負業者理水科学株式会社仙台支店

議案第65号 平成25年度南会津町一般会計補正予算（第2号）

議案第66号 平成25年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第67号 平成25年度南会津町農林業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

委員会提出議案第7号 南会津町乾杯条例

「乾杯」の際に地元酒の飲用を促進し、町民が地元の名産品に誇りと自信を持ち、町の文化、習慣を見直し、町おこし産業となることを目指すものです。

委員会提出議案第8号 雇用と企業誘致に関する特別委員会設置に関する決議

雇用対策と企業誘致に関する調査研究を行うため、特別委員会を設置するものです。

委員会提出議案第 9号 新庁舎建設事業に関する特別委員会設置に関する決議

役場新庁舎建設事業に関する調査研究を行うため、特別委員会を設置するものです。

委員会提出議案第 10号 国に対し、東京電力福島第一原子力発電所事故により発生した損害賠償請求権につき3年間の消滅時効の適用を排除する立法措置を求める意見書の提出について

東京電力福島第一原子力発電所事故は、我が国がこれまで経験したことの無い未曾有の大事故であり、広範囲の地域に長期にわたり、深刻な影響を及ぼし続けていることから、現時点において被害者が自らの被害の全容を客観的に把握し、その被害に見合った賠償を求めることは不可能です。

地方自治法第 99 条の規定に基づき、本件原発事故に係る損害賠償請求権について、少なくとも民法第 724 条前段に消滅時効を適用しないものとする立法措置を講ずるよう内閣総理大臣ほかに求めるものです。

※民法第 724 条

不法行為による損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から三年間行使しないときは、時効によって消滅する。不法行為の時から二十年を経過したときも、同様とする。

3. 要望事項・地域事業等の現状について

4. 意見・提言等について